

# 川崎市青少年フェスティバル実施委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 川崎市青少年フェスティバルを開催するにあたり、青少年自身の企画運営により、青年層の社会参加をはかるため、川崎市青少年育成推進委員会（以下、「推進委員会」という。）設置要綱第9条の規定により、川崎市青少年フェスティバル実施委員会（以下、「実施委員会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 実施委員会は、次の事項を行うものとする。

- (1) 青少年フェスティバルの大枠等開催方法の検討
- (2) 川崎市青少年フェスティバル実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と連携をはかり、青少年フェスティバルの企画・運営を行う。
- (3) その他、青少年フェスティバルの開催に必要な事項

## (実施委員および組織)

第3条 実施委員は、推進委員会から推薦された委員により組織する。

- 2 実施委員会には、座長1名を置く。
- 3 座長は、川崎市青少年育成推進委員会委員とする。

## (座長等の職務内容)

第4条 座長は、実施委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め座長が指名するものがその職務を代理する。

## (会議)

第5条 実施委員会は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (経費)

第6条 第2条の事業にかかる経費は、推進委員会と市の契約における委託料及び推進委員会のその他の収入をもって充てる。

## (事務局)

第7条 実施委員会には事務局を設置し、事務局は、川崎市こども未来局青少年支援室に置く。

## (任期)

第8条 実施委員の任期は、第1回実施委員会の開催日から当該年度の3月31日までとする。但し、必要に応じて、任期を延長することができる。

## (その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、青少年フェスティバルの運営について必要な事項は、実施委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。